

第 9 4 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 4 1 号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 2 号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 3 号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 4 号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 5 号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 6 号議案 令和 2 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 7 号議案 令和 2 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

神河町告示第113号

第94回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月13日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 令和2年5月14日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件
 - (1) 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
 - (2) 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
 - (3) 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
 - (4) 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
 - (5) 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - (6) 令和2年度神河町一般会計補正予算(第2号)
 - (7) 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○開会日に応招した議員

安 部 重 助	藤 森 正 晴
三 谷 克 巳	藤 原 裕 和
藤 原 日 順	栗 原 廣 哉
小 寺 俊 輔	澤 田 俊 一
吉 岡 嘉 宏	廣 納 良 幸
小 島 義 次	

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第94回(臨時)神河町議会会議録(第1日)

令和2年5月14日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和2年5月14日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第41号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第4 第42号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5 第43号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6 第44号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7 第45号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8 第46号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第2号)
日程第9 第47号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第41号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第4 第42号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5 第43号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6 第44号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7 第45号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8 第46号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第2号)
日程第9 第47号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
-

出席議員(11名)

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	9番 藤原裕和
3番 藤原日順	10番 栗原廣哉
4番 小寺俊輔	11番 澤田俊一
5番 吉岡嘉宏	12番 廣納良幸
6番 小島義次	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 小 林 英 和 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事	
副町長	前 田 義 人 真 弓 憲 吾	
教育長	入 江 多喜夫	建設課長	野 崎 直 規
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長	藤 田 晋 作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	谷 纒 和 人
.....	黒 田 勝 樹	健康福祉課長	桐 月 俊 彦
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	岡 部 成 幸	保 西 瞳
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	高 木 浩	山 本 哲 也
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春 名 常 洋
.....	平 岡 民 雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員	
地域振興課長	多 田 守	井 上 淳一朗
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長	
.....	前 川 穂 積	藤 原 美 樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
.....	藤 原 登志幸	高 橋 宏 安

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第94回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定時までに御参集を賜り開会できることは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

この5月8日の臨時会において議会の編成替えがございまして、私、このたび議長職を拝命いたしました廣納良幸でございます。就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

この身に余る光栄とともに責任の重大さと、責任が全うできるかどうかの思いで身が震える思いでございます。

現在新型コロナウイルスが世界中を駆け巡り、本日、5月14日に政府のほうから新しく非常事態宣言を解除するかどうかの発表があると思われませんが、我が兵庫県においては少し難しいような報道も昨日なされておりました。

ですが、神河町の住民の皆様方のためにも完全に神河町では感染者が出ないように議員各位、また町執行部の皆さん方とともに一丸となってこれを阻止してまいりたいと思います。

それと同時に、やはり何かありますと人権というものがついて回ります。御承知のとおり、いわゆるフェイクニュースとか、いろいろなもので被害をこうむられる方も出ますし、最悪の場合、不幸なことが起こってはいけませんので、その点も十二分に配慮していただき、議員各位の御協力とこれからの御指導をよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

今臨時会に提出されます案件は、新型コロナウイルス感染症対策によるもので、条例の改正5件、令和2年度神河町一般会計、国民健康保険事業特別会計補正予算の計7件でございます。いずれも今後の町政にとって重要な案件でございます。慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようによろしくお願いをいたします。

これをもって開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

国における新型コロナウイルス対策においては、5月4日、緊急事態宣言を5月31日までの延長とし、その後の状況を踏まえて緊急事態宣言と特定警戒都道府県の部分的解除の判断、中身については緊急事態宣言、39県で解除をする方向で調整するという、そういった内容で、本日、14日、専門家会議と諮問委員会で最終判断するとなっております。

また、兵庫県におきましては、休校が続いております県立学校の登校日、また事業所等への休業要請などについて、大阪府と歩調を合わせながら本日の対策本部会議で最終判断することとしています。

また、特例承認されました治療薬レムデシビルは、11日より医療機関への配付が始まり、13日には新型コロナウイルス抗原検査簡易キットが承認されるなど、着実に出口の光が差しってきているところでございます。

この間、神河町では多数の企業、団体より支援物資を寄贈いただいております、その内容につきましては5月8日、神河町議会第93回臨時会において紹介させていただきました。

それ以降につきまして、11日にはキンキサイン株式会社様より飲料水720本を寄贈いただき、本日午後には神崎ロータリークラブ様よりフェースシールド960枚を寄

贈いただく予定でございます。いずれも公立神崎総合病院への寄贈でございます。心温まる御支援に心より御礼申し上げますとともに、それぞれ有効に活用させていただきます。

次に、特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金、町内休業要請事業者持続化交付金につきましては、9月3回臨時会後に速やかに広報含めて事務作業に着手しております。

さて、本日の提出議案は、第9月3回臨時会で承認、可決いただきました新型コロナウイルス感染対策事業に引き続いて、今回は町独自の支援事業について、国の新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金と国、県の各種補助金、そして神河町財政調整基金の一部活用により、町税、国民健康保険税、介護保険及び後期高齢者医療の条例改正5件、令和2年度一般会計補正予算等2件の合計7件を提案させていただいております。

とりわけ今臨時会上程議案につきましては、議会全員協議会での御意見等を真摯に受け止め、執行部として慎重審議の上、基本的にこのたびの新型コロナウイルス感染症対策は全国共通の激甚災害と捉え、国民共通の支援政策を国の責任において公平公正に対策を講じるべきものであることを改めて共通認識し、その国における具体施策は9月3回臨時会において予算承認いただいたところでございます。

その上で、今臨時会では、臨時交付金等を活用し、他の自治体とは違う神河町独自の経済、そして町民の暮らしに大きな影響をもたらした部分について景気回復、元気をもたらす事業を鑑み編成させていただきました。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

午前9時38分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、第9月4回神河町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣納 良幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名をいたします。

3番、藤原日順議員、4番、小寺俊輔議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第3 第41号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、第41号議案、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第41号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布され、原則として同日から施行されることに伴い、神河町税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。では、第41号議案の説明をさせていただきます。

今回の神河町税条例の改正点につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、地方税法の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことによりまして、神河町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正としましては、固定資産税の特例措置の拡充、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収猶予の特例に係る手続等規定の創設、寄附金税額控除の特例の創設、住宅借入金等特別控除の特例措置の期限の延長などでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、御覧ください。新旧対照表の1ページお願いします。まず、第1条による改正で、附則第10条につきましては、法律改正に伴う規定の整備でございます。

附則第10条の2第24項、27項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上特別措置法による特例の適用対象に現行の償却資産に一定の事業用家屋と構築物を加えるものでございます。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率を1%分軽減するとしている臨時的軽減を令和3年3月31日までに取得したものを対象とする期限の延長でございます。

次に、2ページお願いします。附則第23条につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例の創設でございます。

続きまして、第2条による改正で、附則第10条、第10条の2第27項につきましては、法律改正に伴う条ずれによる規定の整備でございます。

次に、3ページお願いします。附則第24条につきましては、所得税において新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントを中止等した事業者に対する参加料金等の払戻し請求権を放棄した者について特定のイベントについて寄附金控除の対象とする特例が創設されました。それに伴い、所得税の寄附金控除の対象となるもののうち町長が指定した行事については個人町民税についても寄附金控除の適用とする特例の創設でございます。

附則第25条につきましては、住宅借入金等特別税額控除の控除期間13年間の特例を受けようとする者について、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が令和2年12月31日の期限に遅れた場合でも一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば令和3年12月31日までに入居した者について特例措置の対象とする延長措置でございます。

なお、この条例は原則公布の日から施行するものですが、ただし、各条文ごとの施行期日は各附則において定めているところでございます。

また、別紙、改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、第41号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第41号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第41号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 第42号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、第42号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第42号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和2年3月27日付、兵庫県企画県民部長及び福祉部長から発出された国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金の支給を可能とする条例改正等を速やかに行うよう指導がなされた通達を受け、神河町でも傷病手当金の給付制度を新たに創設するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第42号議案、神河町国民健康保険に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての詳細説明をさせていただきます。

まず、傷病手当金の対象者ですけれども、附則第6項にありますように、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、療養のため労務に服することができない方が対象となります。

次に、支給期間ですけれども、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となります。

ただし、第9項にありますように、給与収入の全部または一部を受けることができる方に対しては、その期間は傷病手当金を支給できません。

次に、支給額ですが、第7項にありますように、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額割る就労日数掛ける3分の2掛ける支給対象となる日数となります。これら支

給額については、全額特別調整交付金の対象となります。

適用期間につきましては、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、入院が継続する場合等は、最長1年6か月となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。この傷病手当金の創設、非常にいいことと思うんですけども、これの周知について、例えば国保1,500世帯あるから1,500世帯に全部郵便でお知らせするのか、あるいは25日の区長さんの配り物の日にはほかの介護保険とか後期高齢も併せて一覧表を作って配り物でこういった保険税の減額とか傷病手当金の1枚物を作って、住民の人に分かりやすくペーパーで今言うたように25日にするのか、ここら周知の方法についてお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。吉岡議員の質問の答えをさせていただきます。

周知の方法ですけれども、まずホームページで周知を早速させていただきます。あわせまして、6月の広報紙にも掲載をいたします。

そしてあさってになると思うんですけども、新聞折り込みのほうに、町のそういった関係します給付のチラシが新聞折り込みに入ります。その中にこの傷病手当金、国保と後期高齢ともなんですけれども、その分の、それはもう大まかな内容となりますけれども、その新聞折り込みに入れて町民の方に配布をするということを考えております。

以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。先ほど高木課長が言いました傷病手当金の関係とかも含めて、この今回の補正予算に計上させていただいてる事業者への支援金、また子育て世帯商品券、それから生活支援に関係する給付、減免、猶予、貸付け等、また事業所の支援として給付、助成、猶予、貸付け等の一覧表のチラシを今作成しておりまして、本予算が通りましたらそれを新聞折り込みで皆さんにお知らせするというものでございます。こういったA3判で割と見やすいようになっております。今まだ最終段階で、本予算、何とか新聞折り込みの新聞屋さんのほうに配布できるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。ちょっと意地悪なこと言いますね。今、新聞取っておられない家庭も結構あると思うんですよ。新聞取っておられる家と取っておられない家と差が出ちゃいますよね。そこらどうお考えですか。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。今回の支援金のほうにつきましても告知放送もする予定でございます、それからケーブルテレビの文字放送にも上げていく予定にしております。広報に、6月広報で少し遅れるんですけど、6月広報にも上げる予定にしております。あとホームページ等々についても当然上げていくということにしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第42号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第42号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第43号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、第43号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、このたび厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免基準が示されたことに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長、詳細説明をしてください。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。第43号議案の説明をさせていただきます。

今回の神河町国民健康保険税条例の改正点につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における財政支援として国民健康保険等被保険者に係る国民健康保険税の減免基準及び算出方法が厚生労働省より示されたことによりまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、減免の対象となる世帯、税額、申請期限、減免額の計算方法などの規定の設置でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、御覧ください。新旧対照表の1ページをお願いします。附則第21項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に収入の減少が見込まれる場合に国民健康保険税の減免対象となる世帯及び被保険者の要件についての規定の創設でございます。

次に、2ページから3ページをお願いします。附則第22項につきましては、減免申請書の提出期限について納期限までに提出しなければならないとなっているものを新型コロナウイルス感染症の影響により提出し難い状況にある場合は柔軟に対応することができる規定の創設でございます。

附則第23項につきましては、減免する税額について算出方法の規定の創設でございます。基本となる算出方法は、当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税に世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等前年の所得を掛けまして、それを世帯の全ての被保険者の前年の合計所得で割ります。それに3ページ中段の表の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に該当する区分の減免の割合を掛けます。それにより算出した額が減免額になります。

次に、4ページをお願いします。附則第24項につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による減免に係る申請書様式についての規定の創設でございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正後の附則第21項から第24項までの規定は令和2年2月1日から適用します。

また、別紙、改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、第43号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点教えてほしいんですけど、申請の期限の分ですね、また納期限、難しい場合は町長が別に申請期限を定めることが

できると書いてありますが、恐らく納期限までに申請できない例が多く出てくるんじゃないかと思うんですが、特にその申請期限を既に定められてるか、またどのような形で申請期限を定めようとしておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。三谷議員の質問に答えさせていただきます。

国からの通達によりまして、申請期限は公布の日から2か月後または納期限の遅いほうを定めるということになっていきますので、今のところ国民健康保険の第1回目の納期限が令和2年7月31日ということになってますので、規定では7月31日までに申請期限ということにしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第43号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第44号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、第44号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和2年4月7日に閣議決定をされた新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、第1号被保険者の

保険料の減免を行うものでございます。

なお、減免の割合につきましては、神河町介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱において定めることとし、10分の10と10分の8の2段階で減免を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第44号議案について詳細説明を行います。

今回の改正は、先ほど町長が説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、第1号被保険者の保険料の減免を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。今回の一部改正は、附則に新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の見出しをつけた第16項及び第17項を加えるものであります。

減免の要件としましては、1つ目が附則第16項第1号のとおり、世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったとき。2つ目がアの第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入の減少額が前年の当該事業収入の10分の3以上であり、及びイの減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であることが要件となります。

第17項では、第9条第2項で減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に「提出しなければならない」とあるのを「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期間を定めることができる」としております。

なお、減免の割合及び減免額の計算方法は、新旧対照表の後ろにつけております神河町介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱で定めることとしており、減免の割合は10分の10（全額免除）と10分の8の2段階の免除となります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、今回の追加した附則第16項、第17項の規定は令和2年2月1日から適用いたします。

また、既に納めておられる保険料については遡って減免を行うこともできます。

周知方法につきましては、先ほど高木、多田両課長が説明のとおりでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第44号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第44号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第45号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、第45号議案、神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第45号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給すべく、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されております。

これに伴いまして、神河町でも傷病手当金の支給申請書の受付事務を行うために条例の一部を改正するものでございます。

後期高齢者医療における傷病手当金の支給要件であります対象者、支給期間、支給額、適用期間については、神河町国民健康保険と同様であり、町で受付後、傷病手当金の支給については、兵庫県後期高齢者医療広域連合からとなります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第45号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第46号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第46号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響により、大打撃を受けている地域経済への対策に軸足を置いた神河町独自事業等の予算計上による増額でございます。

町独自事業といたしまして、新型コロナウイルス対応商工会補助事業を230万円、今回メインとなります神河町事業所元気回復支援金給付事業を1億65万円、子育て世帯地域商品券助成事業を3,256万円、新型コロナウイルス感染症、小・中学校再開支援事業としまして100万円、指定管理施設事業再開支援給付金事業として500万円、そして県市町協調事業の休業要請事業者経営継続支援事業の追加補正として212万7,000円を増額するものでございます。

これら町独自事業の財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,579万7,000円増額、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止になった東京パラリンピック聖火フェスティバル事業、全日本愛瓢会神河町大会、消防団操法大会の減額による617万1,000円を優先に充当し、なお不足する財源については、財政調整基金の繰入れを増額するものでございます。

また、国、県の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所、幼稚園の環境改善事業、学習指導員配置事業として245万円増額するものでござい

す。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,042万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億3,412万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事、詳細説明をしてください。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第46号議案の詳細説明をいたします。

事項別明細書で説明させていただきますので、6ページをお開きください。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は7,579万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

これによりまして、地方創生臨時交付金の総額は、国からの内示通知のあった地方単独事業に係る交付限度額8,424万円でございます。

2目民生費国庫補助金は100万円の増額で、保育対策総合支援事業補助金による増額でございます。

補助金の概要は、新型コロナウイルス感染症対策として、保育環境改善に係る事業に1施設当たり50万円を限度に交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

7目教育費国庫補助金は100万円の増額で、公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金による増額でございます。

補助金の概要は、新型コロナウイルス感染症対策として、公立幼稚園に配布する保健衛生用品の購入に要する経費を1園当たり50万円を限度に補助されるもので、補助率は10分の10でございます。

16款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金は45万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業補助金による増額でございます。

補助金の概要は、小学校における新型コロナウイルス感染症による臨時休校に伴う未指導分の学習等を支援するため、学習指導員を配置し、学校における学力向上や新型コロナウイルス感染症に配慮した学習活動の取組を支援するもので、補助率は10分の10でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は6,217万4,000円の増額で、今回の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、補正後の残高は9億7,673万6,000円の見込みでございます。

続いて、7ページ、歳出をお願いします。3、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、3目心身障害者福祉費は102万8,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の拡大で東京パラリンピック大会の実施が今年度は見送りになったことにより、東京パラリ

ンピック聖火フェスティバル事業に係る経費を一部減額するものでございます。

なお、補正額の財源内訳、特定財源、その他90万円は、神河ふるさとづくり応援基金で、その財源充当を4目医療助成費に財源振替するものでございます。

2項児童福祉費、3目保育所費は100万円の増額で、新規事業、新型コロナウイルス感染症対策保育所環境改善事業による増額でございます。

事業の概要につきまして御説明させていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、子供用マスク、消毒液等を購入し、支援体制を整備するというものでございます。

補正額の財源内訳は、全額歳入で御説明しました保育所対策総合支援事業費補助金でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は1億3,763万7,000円の増額で、区市町協調事業、休業要請事業者経営継続支援金給付事業では、県からの緊急依頼のあった大型連休中の行楽を目的とするホテル及び旅館等、休業要請事業者の範囲拡大に伴い217万7,000円を増額するもので、これによりまして事業費の総額は1,057万円で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

新型コロナウイルス感染症対応の町独自事業では、新型コロナウイルス感染症対応商工会補助事業として230万円の増額、神河町事業所元気回復支援金給付事業として1億65万円の増額、子育て世帯地域商品券助成事業として、商品券交付金3,060万円に商品券換金業務委託料、事務費を合わせて3,256万円増額するものでございます。

町独自事業の概要につきまして御説明をさせていただきます。10ページ以降の新規事業の説明一覧と併せて御覧をください。

新型コロナウイルス対応商工会補助事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店等の売上げの落ち込み対策として、経営、雇用の相談窓口を強化するもので、社会労務士、中小企業診断士等の派遣費用を支援するとともに、テークアウト商品の販売PRや終了後も含め、情報を発信するホームページ等の作成を支援するものでございます。

地方創生臨時交付金の充当は167万円でございます。

神河町事業所元気回復支援金給付事業でございます。

商工業を営んでおられる町内中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から8月までのいずれかの月の売上げが前年の同月と比較して20%以上減少している事業者に対して、その事業の継続を支えるための支援金を支給するものでございます。

支給額は、法人30万円、個人15万円でございます。

対象者は、町内に事業所を有し、法人登記のある法人、令和2年1月1日現在町内に住民票がある事業主または施行日において町内で2年以上事業を継続している事業所でございます。法人につきましては182事業所、個人につきましては307ということ

で予定をいたしております。

申込み受付期間は、令和2年5月16日土曜日から9月30日水曜日までを予定しております。

地方創生臨時交付金の充当額は4,000万円でございます。

子育て世帯地域商品券助成事業でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅待機等の措置により、経済負担の増加した子育て世帯への支援、町内商工業者の経営の活性化を図ることを目的に、ゼロ歳から高校生等までの子供がいる世帯に、所得制限を設けず、子供1人につき一律2万円の地域商品券を交付するものでございます。

地方創生臨時交付金の充当額は3,100万円でございます。

続いて、2目観光費は500万円の増額で、新規事業、指定管理施設事業再開支援給付金事業による増額でございます。

事業の概要について御説明します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町の休業要請に応じていただきました町有施設の指定管理者へ休業施設の1か月分の固定費5割相当額を事業再開支援給付金として支給するものでございます。

続いて、8ページをお願いします。8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は158万9,000円の減額で、新型コロナウイルスの影響により、町消防操法大会、中播磨地区消防操法大会が中止になったことにより、経費を一部減額するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、3項中学校費、1目中学校管理費は、小学校が60万円、中学校が40万円の増額で、町独自事業、新型コロナウイルス感染症対応学校再開支援事業で、学校再開時の感染症予防対策として、衛生用品を支給するものでございます。財源充当は、全額地方創生臨時交付金でございます。

2目小学校教育振興費、8節報償費は45万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業による増額で、臨時休校に伴う未指導分の補習等を支援する学習指導員を配置するものでございます。

財源充当は、全額歳入で御説明しました新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業補助金でございます。

2目小学校教育振興費、20節扶助費、2目中学校教育振興費、20節扶助費は、小学校が13万円、中学校が15万4,000円の増額で、収入が急変した要保護世帯等への就学援助費の増額でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費は100万円の増額で、新規事業、新型コロナウイルス感染症対策幼稚園環境改善事業による増額でございます。

事業の概要につきましては、保育所費で御説明しました内容と同様でございます。

補正額の財源内訳は、全額歳入で御説明しました公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は355万4,000円の減額で、新型コロナウ

ウイルス感染症の拡大で全日本愛瓢会神河町大会が今年度見送りになったことにより、経費を一部減額するものでございます。

6項保健体育費、3日学校給食費は22万1,000円の増額で、収入が急変した要保護世帯等への学校給食費の支援による増額でございます。

10ページから12ページは新規事業の説明一覧表で、新型コロナウイルス感染症に伴う事業内容を掲載しております。御確認をよろしくお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 続きまして、多田地域振興課長より本日配付されました参考資料の説明をお願いいたします。

○地域振興課長（多田 守君） 失礼いたします。地域振興課、多田でございます。それでは、別冊になっております説明資料のほうで説明させていただきます。黒田特命参事のほうの説明した部分については省略をさせていただきます。

まず、神河町事業所元気回復支援金交付要綱でございます。

交付対象者、第2条でございます。個人にあっては令和2年1月1日現在において神河町に住民票のある事業主または施行日において神河町で2年以上事業継続している事業主、法人にあっては町内の事業所を有し、法人登記のある事業者ということで、「または」のところの2年以上事業継続している事業主というのは、他町に住所を有している方で町内での事業をされている方も対象とするということで上げさせていただいております。

それから3項になります。令和2年2月から令和2年8月までのいずれかの月の売上げが前年同月と比較して20%以上減少している者ということで、この20%につきましては、根拠的なところなんです、セーフティネット4号の20%というところで計上をさせていただいております。

次に、3条の交付額でございます。先ほど法人で30万円、個人で15万円。ただし、複数店舗、複数業種の経営者でも1事業主ということにさせていただいております。

交付決定及び支払いにつきましては、交付決定後できるだけ早くは支払いさせていただきます。できるだけその事業主さんの要望にお応えして、どうしてもというような場合はできるだけ早く対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、2ページでございます。別表1で対象事業者ということで、農業、林業、漁業、それからずっとRのサービス業までということで、御確認をお願いしたいというふうに思います。

3ページ、4ページ、5ページにつきましては、様式でございます。6ページまで様式でございます。

この事業所回復支援事業につきましては、本日、別個にお配りしておりますチラシを御覧いただきたいと思っております。カラー刷りのチラシでございます。これを新聞折り込み、それぞれいろんなメディアを使っていくことでお知らせしていくというものでござい

す。

その裏面を御覧いただきたいと思います。その中で受付でございますが、5月16日から9月30日まで、時間は9時から17時ということで、5月中の土日についてはまだ予測としましては相談とかいろいろあるということで、本庁舎で土日も対応ということと、それから商工会の方にも御協力いただきまして同じような対応をさせていただくということにしております。

次、戻っていただきまして、神河町子育て世帯地域商品券助成要綱を御覧いただきたいと思います。

これについて目的ですけど、子育てにより負担が増加している世帯に対する経済的負担軽減ということと町内中小企業者に対する経済活性化の支援ということを2つの目的として支援をしていくというものでございます。

支援対象者でございます。平成14年4月2日から令和2年5月15日までの間に生まれた者であり、かつ令和2年5月15日において町内に住所を有する者または対象の生年月日であり、町内の父母または養育者に扶養されている者ということで、明日までの間ということ、できるだけ幅広くということで対象者を広げるという意味でこういったことにしております。

商品券については、1枚1,000円の分を20枚つづりということで、2万円の商品券ということにさせていただいております。

もう一つ、チラシのほうを御覧いただきたいと思います。これについては1ページ目というか、子育て世帯地域商品券事業ということで、これは各世帯に新聞折り込み等が出すわけなんですけど、裏面についてはその地域商品券の取扱店舗の募集についてでございます。これもあまり時間がございませんので、5月22日までに申込みをいただいて登録をするということでございます。

スケジュール的にいいますと、事業所の関係でいいますと募集期間が5月18日から5月22日まででございます。

商品券の準備につきましては、今のところ5月下旬ということでございます。結構時間がかかっておるんですが、商品券に複写防止加工を施すという作業がございますので、それに時間がかかるということで、最速でも5月下旬がぎりぎりの納品ということになります。その後、封緘作業等々で6月の初めには対象の方のところお手元に届く予定ということでございます。

一つ、対象事業者につきましては中小企業基本法第2条による者ということに限定をさせていただいております。中小企業、資本金が5,000万以下もしくは従業員100人以下のサービス業で、5,000万以下の資本金で従業員50人以下というような小売業ということに限定をさせていただいております。町内の中小企業者さんの事業所にぜひ使っていただきたいということで計画をしております。

以上で、簡単ですけど、御説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いしま

す。

○議長（廣納 良幸君） ここで質疑に入るわけでございますけれども、暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時39分休憩

午前11時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

46号議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

10番、栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。神河町事業所元気回復支援給付事業の中で予算1億65万、こう決まっております。これの算出基準みたいなもんは何かあるんですか。

それともう一つ、法人と個人ですね、商工会の会員の方は恐らく400人弱やと思うんですが、法人が何人、個人が何人ぐらいの目安はあるんですか。その2点についてお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。事業所の数につきましては、基本的に平成28年度の経済センサスによる事業所統計を参考にさせていただいております。その中での数字ですけど、個人で319、法人で237事業所で、計556件ということにはなっております。

対象と見込んでいる部分については、先ほど黒田特命参事のほうで申しました個人で307件、法人で182件ということで、影響がある業種で、建設業、製造業、卸売業、小売業、技術サービス業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、教育の関係などで、合計で489件というふうに見込んでおります。（「算出根拠」と呼ぶ者あり）

先ほど言いました個人で307件の15万円、法人で182件の30万円ということで、合計がそのようになってるということでございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。質問回数に制限ございますので、まとめ、まず1回目、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、今、栗原議員からも質問がありました事業所元気回復支援事業についてであります。交付要綱をずっと読ませていただいて、今日お配りいただいたこのチラシを今見てるんですけども、このチラシの下から6行目と5行目のところに赤字で、アスタリスクがあって、給与、年金等の所得が事業所得、不動産所得等を超える方は対象となりませんという記載があるんですけども、これ要綱見てもそのような規定がないんですが、なぜこういう記載がこのチラシにあるのかということと、ここで所得という言葉が使わ

れてますので、所得を証明しようとする、昨年度は当然収支が出てると思いますが、本年度も現時点においての収支が必要になってくると。添付書類等についても大変なことになるんじゃないかなと思うんですけども、この要綱にない基準といいますか、部分がここに記載されているのはどうしてかなというのをまず教えていただきたいのと、2点目は、子育て世帯の地域商品券事業のチラシの裏面の取扱店の募集なんですけれども、これ先ほど多田地域振興課長のほうからも事業所の規模を絞って、できるだけ地元に着した業種の方が入れるようにということがあったんですが、この事業についての事務の委託が商工会のほうに委託料が組んであると思うんですが、商工会に委託ということで、この事業所については取扱店の登録申請書を提出した者というふうになってるんですが、商工会の会員に限定されるのかどうかというのが2点目の御質問でございます。

3点目は、指定管理施設、観光施設の事業再開支援給付事業についてであります、1か月分の人件費を除く固定費の2分の1というふうに説明お聞きしたんですが、観光施設によっては4月、5月ほとんど営業ができてない施設もあるように思います。そういう中で1か月分というふうに規定をされたことについての理由についてお尋ね、以上3点お尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。まず、1点目のチラシの中の給与、年金等の事業所得、不動産を超える方は対象となりませんということでございます。考え方としましては、皆さん御存じかと思いますが、副業というところでの事業を起こされているという方については、この対象ではないということでございます。

要綱の第2条第2項に規定している部分で、別表第1に掲げる業種を現に主たる事業として営むということで、この部分を取っての表現ということでございます。

それから支援事業やったかな。商品券の助成事業でございますが、これについては商工会とも調整をさせていただいて、商工会員でない事業者さんについても取り扱っていただくということで確認をしております。

あと一つ、あと指定管理料についてでございますが、今のところ概算ということで各施設にお伺いして、各4月分の固定費の部分をお願いしております。その2分の1ということで支援を考えてるんですが、その額の4月の一月という根拠的については、営業補償という意味ではなくて、経営を継続していく、再開していくというようなところでの支援ということで固定費相当分というところの半額ということで計画をさせていただけるということでございます。（発言する者あり）

町が休業要請をしてしていただいている部分については、4月29日からまずは5月6日まで、その引き続き5月7日から5月31日までというようなことで休業要請をしているところでありまして、約一月間ということで、一月ということで決定というか、積算をさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。今、一番最初の元気回復支援事業についてなんですが、3条でということなんです。これは複数の店舗を経営してる方でも1事業主というふうに書いてあるように読めるんですけども、副業という、主たる事業であるなしという部分はこの要綱の中に、ちょっと私、見落としてるのかどうか分かりませんが、主たる事業であるという規定があるのかないのかというのはちょっと私、分からないので、もう一度教えてほしいのと、先ほども最初に言いました所得という言葉が用いてある分については、これは経費の算出も必要になってくるので、大変手間になると思うんですけども、その辺の考え方について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。交付対象者、第2条第1項第2号の中で、別表第1に掲げる業種を現に主たる事業として営む者ということで、そういうふうに判断をしております。

それから所得については、収入というか、所得を見ないと主たる事業というようところが確認できないということで、その部分については所得ということにさせていただいているというものでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） よろしいですか。（発言する者あり）

ほかにございませんか。

6番、小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。今の澤田議員との関連もありますけれども、7ページの観光振興費の中で指定管理施設事業再開支援とありますが、これは確認ですけど、何か所ぐらい想定されてますか、その想定の中に漏れはないのかということと、その500万の中でたくさんの申請があればその中でオーバーするけれども、それで打切りなのか、それともそれ以内で収まるようないわゆる見積りをされているのかというところです。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 指定管理施設については11か所ございます。そのうち観光交流センターにつきましては、町の補助金がずっと年間通じて入っているということで、そこは対象外とさせていただいて、残り10か所と、今のところ第三セクターの道の駅の部分についても少し該当、指定管理施設ではないんですが、対象というふうには少し考えております。

今のところトータルでの固定費部分につきましては、約900万というふうな数字が出ております。そこでその分の半分ということで約500万の計上をさせていただいておりますが、その後オーバーすると、もう500万の中で何とか御協力をいただけてお支払いをさせていただこうというふうに思っております。

今後はどうするのかということになるんですけども、今のところ再開が立てばこのままこれ1回というふうな形での支援ということになるのかなというふうに思います。以上で

ございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

3番、藤原日順議員。

○議員（3番 藤原 日順君） 3番、藤原でございます。商工振興費として対応の商工会補助事業、それから事業所の元気回復支援事業ということで、これがセットになると非常にいいことだろうというように思います。といいますのがその支援金の給付を受けるときに申請書作成に非常に手間がかかるというのは一般的でございまして、特に厚労省が主導しとります雇用調整助成金なんかにおきましても事業計画書、休業の計画書については割合簡略化されてやりやすいんですけども、支給申請が非常にややこしい。いまだにややこしくて、これも簡略化の方向ではありますけども、専門家の意見を聞きながら書かないとなかなか、漏れが落ちてくると、漏れが出てくるということで、こういった支援金の給付事業と、それから商工会の補助事業ということで、社労士、それから中小企業診断士等の派遣費用と一緒にセットにするということは非常にいいことだろうというように思います。

それで今回の元気回復支援金事業の中で、今日いただいた説明資料の中で交付金の申請書等が出ておりますけども、今日これ見せていただいたんですが、ちょっとこれ誤りじゃないかと思うところがありますんで、訂正をお願い、指摘したいなというように思います。といいますのは裏面の⑦で経営の支障を来している状況や内容記入してくださいということなんですけども、ここの括弧書きで申請理由でイまたはウを選択した場合ということであるんですが、2の申請理由のところにあとイしかございませんでして、ウというのがありませんので、これ多分間違いじゃないかと思っておりますんで、この部分の訂正をすべきではないかと思っておりますけども、よろしくをお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。申し訳ございません。訂正をさせていただいて、ウを削除させていただきます。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。直接この予算書の何ページという話じゃないんですけども、このたび子育て世帯であるとか、中小企業、個人事業主への手だて、一生懸命されとることはよく理解できました。

その中で、それ以外の住民も自粛をし、不要不急の外出は控えて、変な表現ですけど、真面目に対応されとんで、今言いました今日の予算以外で恩恵を受けるといようなことも必要だろうと思うんですね。例えば水道料金の基本料金ですね、1,900円ぐらいですかね、これを3か月間無料にすると。ざっと計算したら4,500世帯で二千五、六百万いうところです。これを次の6月定例でもいいかなとは思いますが、神河町独自施策第二弾ということで何か、普通の住民という言い方も悪いんですけども、今回の補正

から外れる方についても恩恵を何か考えるべきじゃないかなというふうに私は思ってますんで、そこら第二弾あるのかないのかということが一つ。

それからあと単純な話ですけども、多分予定されてると思うんですけど、今日こういう独自案出ましたんで、町長のケーブルテレビ出演と、それから今日のことについての告知放送、これもしっかりやっていただきたいと思うんですけど、この2点についていかがでしょう。執行部、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。今、吉岡議員のほうからいただきました御質問につきましては、先般の全協の段階でも少し課題としていただいております。それにつきましては全課長参加の中で会議の議題とさせていただいたことをまず報告をさせていただきます。

水道料金に関しましては、もう全国的にいろんな減額を出してる自治体が多いということは承知しておりますし、兵庫県におきましては県のほうから減額というふうな、県から供給を受けてる自治体においては取り組んでるところが多いということだと思います。近くでいいますと、姫路市、福崎町などがそうです。

ただ、当町は単独でやっていますので、減額措置をやりますと、当町は単独で負担をしていくということになります。担当課において試算もいろいろとやりました。基本料金のみ、上下水道料金全額やるとどうなるんだろうというふうにやったんですが、仮に試算をした状態でいきましたも水道料金の基本料金のみというふうにしなくても月額850万程度ということで、これも3か月やると三八、二十四、2,400万、3,000万弱ぐらいになるのかな。下水におきましては3,000円ですから、月額にすると1,400万程度、月にかかるというふうなことがありますて、これをやろうと、上下水道課、企業会計でやりますと将来への更新作業ですとかいろんなところで財源が不足することが見込まれるため、これをやるためには一般財源を投入するということになるかなというふうなことになってまいります。そうしましたときに今の一般会計の状況からするとちょっと厳しいなというふうなことが見受けられるということがありましたので、全住民というふうにはなかなかありませんけれども、この間、自粛をしていただいた多くの世帯の中で子育て中、学生たちが家にいるというふうなところに大きな負担がかかっていると見込まれることから、町内の使っただけの金券で子育て世帯を応援しようということで、その部分もカバーしていけないかということで考えております。町全体にわたるような皆さんに大変な御苦勞をかけてる状態だとは思いますが、町の財政状況から本当に必要なところに効率よくお金を効果的に使わせていただくというふうな観点で今回計画をさせていただいたということで何とか御理解をいただきたいと思っております。

第二弾につきましては、国がまた次の動きを見せてくる可能性もあるというふうには思っております。国の動き、県の動きを見ながら、それに併せて町でやるべきことがあれば動いていくというふうには思っております。

それともう一つ御質問いただきました町長からの情報発信につきましては、本日、今の情報でいいますと国のほうが午後の7時に情報出していきますと、方向性を出すという話をしております。恐らく県も出してくるのではないかなというふうに見込んでおまして、町の本部会議も午後7時に開催するということを決めておまして、そこで方向性確認した上で町の方向性が定まりましたらできるだけ早急にケーブルテレビ、まずは告知放送かなと思いますが、その手続進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。丁寧な答弁ありがとうございました。

財政状況を勘案して一般会計からの繰入れで水道料金の基本料金、全世帯は無理という話であったんですが、さっき副町長も言われましたんですけども、多めに見積もっても3,000万切るぐらいの話なんで、今日の一般会計の補正の説明で特命参事、黒田さんのほうからは9億7,000万ぐらい財調残ってますよという話でございました。財政調整基金はこういった特別な非常事態に使うためという、こういう一面もありますんで、3,000万切るぐらいの話でありまして、もちろん大きなお金いうの分かつとんですけども、何とか全町民が幸せを感じられるような、ちっちゃな町やけど、頑張るとんやないうようなことで、我々のこと思ってくれたんやないうことで3,000万のお金は僕は使うべきだろうというふうに思ってますんで、今日どうのこうのいうことはなりませんけども、これも強く訴えさせていただきます。もし答弁あればお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。お気持ちのほうは痛いほど伝わっております。本当に全住民に神河でよかったなと思っただけのような展開ができないかなというのは執行部としても同じ思いであります。

一方で、財調に関しましては、償還していく金額といたしますか、これからの償還金、将来負担も含めた形で財政のほうでは長い目で見えていくというところが必要でありますので、お気持ちを受け止めさせていただいて、できるかできないかということは明言はできませんけれども、常にそういうことを頭に置いて財政を見ていくというふうには取り組ませていただきます。ありがとうございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私は、これ前回の臨時議会も含めて給付金制度の周知の仕方についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですね、今回商品券ですね、この分については商品券を扱う事業所等の募集をして、そしてそれが決まる段階で恐らく各家庭に商品券が送られるという形なるんですが、本来この今回の商品券については特に地域経済の活性化を目的にしていますので、必ず町内でしか使えないんですが、その中で例のハートフル商品券の分が案外定着してしまって、商品券もらった方は従来のハートフル商品券の取扱事業所だけというような

概念も出ますので、この商品券を送られるときに取扱店の一覧ですね、このようなものも同封の中で送られるかどうか、それを1点確認したいのと、あとこれも既にいろいろ周知の中で、例の定額交付金とか、それから子育ての給付金、また今回の商工会の関係の給付金なり、商品券ですね、非常にたくさんの周知の方法あります。

それから先ほど出てましたように、町内全て見ますと新聞を取っている世帯が全てではないし、またケーブルテレビ等も入ってないところもあります。また、高齢者の独り暮らし等もありますので、その辺については細やかな周知の方法お願いしたいのと、あとどうしても紙等で書くので短い文章等で表現しなければならないという部分もあるんですが、なかなか理解しにくい分がありますので、特にそういうふうな分も考える中で高齢者独り暮らしの人でも理解しやすいような文章の工夫をしてほしいのと、あと前回言いました詐欺の関係ですね、これについても前回入りましたが、役場のほうからこういうことは絶対しませんという部分の話と、それから分からんことは遠慮なしに役場のどこへ聞いてくださいというような問合せをするという形の中での周知方法も必要じゃないかと思えますので、その辺を強調する中での周知をお願いしたいなと思うんですが、その辺についての考え方をお尋ねしたいと思うんです。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。先ほどのハートフル商品券とこのたびの子育ての商品券ということでございますが、一応ハートフル商品券の今予定お聞きしているのは、7月1日ということでお聞きはしております。この両方の商品券が同時に、使用期間がダブるということもございまして、デザイン的には分かるようなデザインには考えております。

周知の方法でございますけども、チラシも一応今日サンプルは御提示させていただいてるんですが、今先ほどの文書なり、それから詐欺商法なり、そういったことも含めてチラシなり、また告知放送、それぞれに対応していきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。特別定額給付金を月曜日に各戸のほうに配布をさせていただきます。その中に福崎警察署、防犯協会のほうから詐欺商法についての注意というチラシのほうも受給者の方全員の家庭のほうに同封させていただくということにしておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。再度確認ですが、この商品券の分ですね、商品券送ると同時にこの商品券が使える事業所の一覧表も同封されるかという分が1点確認お願いしたいのと、あと詐欺商法ですね、恐らく前回も警察署か、総務省の分があったんですけど、あの中でお問合せがあれば警察署もしくは近くの市町村というようなことが書いてあります。そういうとこでとどまっておりますので、多分広域で

使われますと神河町独自の分があるかどうかという部分がありますので、じゃ、そうじゃなくして、神河町については健康福祉課で、健康福祉課のほうに連絡をくださいという非常に即対応できるというんですか、分かりやすいようなチラシにしてほしいと、そういうことなんです。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） ハートフル商品券と子育ての商品券についての使用店舗の違いがあるんですが、一応簡易書留なりで商品券を各対象の御家庭に送付する中に使える事業所なりを同封させていただくというふうに思っております。以上でございます。

また、ケーブルテレビというか、文字放送、それからホームページ等にも掲載する予定でございます。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 三谷議員の御質問に答弁補足させていただきます。

この間、お知らせについては、新聞折り込みもさせていただいております。そのような中で、私どもも三谷議員おっしゃられるように、町民の皆さん、やっぱり情報の発信としてはホームページであったり、告知放送であったりということになるんですが、特にホームページに載せてどういった方が見られるかというふうに考えると、やっぱり高齢者の方々は基本見られないだろうというふうに思っております。したがって、やはり生活弱者と言われるそういった方々に優しい対応を基本にやっというのを再度確認をしております。

チラシにつきましてもこれまでのチラシでいえば総務省であるとか、そういった国の機関の問合せ番号が一番頭に上がったりとかしていたのですが、神河町として今回のコロナウイルス対策どのようにやるんだというところを前面に出しながら、もう問合せは役場にしてくださいというようなことを基本に対応していこうということで確認をしております。その辺りを再度チェックしながら取組を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 澤田です。3回目です。先ほど吉岡議員が言われました水道料金の基本料ですね、私こういう段階で、この前の全協のときにも意見出ましたけれども、やっぱり全世帯へのいわゆる町の対策という部分では大変有効ではないかなと思います。申請事務も要らない。給付事務も要らない。それ現金給付に代えた形で基本料金の減免という形で対応というのが有効なことだと思います。3か月という話もありましたけども、例えば財政的に厳しいのであればその規模を縮小しても何らかの形で検討お願いしたいなというのがまず1点、これお願いになります。

今回の補正予算で上がってなくて残念というか、次回、第二弾等でまた検討お願いし

たいなという部分が何点かありますので、申し上げます。

まず、丹波市のほうでは、この補正で対応がされてきましたが、今から災害、出水期を迎えます。梅雨等で、梅雨入り等で出水期を迎えます。仮に避難所が開設されたときの感染症対策、神戸新聞でも大きく取り上げられて、各町が対策を急いでるというそういうことでもありましたので、今後の検討課題としていただきたいということがあります。

それともう1点、以前からちょっと気になって、担当課長には少しお伝えした部分があるんですが、障害者の方の通所施設ですね、いわゆる就労支援施設に通っておられる方の今の現状の把握を十分お願いしたいのと、昨日あたりで少しニュースになってましたが、この就労支援施設のA型の事業所は事業者と利用者の間に雇用関係があって、国の雇用調整助成金に該当してくるんですけども、B型については雇用関係が発生しませんので、いわゆる工賃の部分についての支払いというのがなかなか難しい。それを京都市は、その工賃を助成する方針を、昨日ですか、表明されておられます。神河町においても通所されている方々の実態の調査と、また支援の検討をお願いしたいなと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。澤田議員の1点目の町民全体に対する支援という視点での少し考え方ということで御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

関係課における協議、全体会議を踏まえて最終的に本日の提案に至ったということでもありますけれども、一つの視点は生活者に対する支援、そしてもう一つの視点はいわゆる事業所に対する支援という、こういった経済対策の部分でございます。その中で国の支援策、そして県の支援策といったものもしっかりとにらみ合わせながら町の施策を打っていくということが大変効果的であろうというふうに判断しております。その中で、10万円、そしてまた県についても事業継続の持続化給付金といったようなことが打ち出されてきたというところでございます。

水道の減免という話についてもしっかりと議論をいたしました。基本料金で水道で800万、一月、3か月では二千数百万というお話になってくるわけですが、これらの効果、もちろんないわけではないんです。特によく聞いているのがお子さんが今、在宅ということになりますので、水道がすごく高くなってきているところで、これらの手だてができないかというお話の中で、それらも含めて効果的に対策できるものが何だろうかというふうに考えたときに商品券ということで、これらが水道料金に直接使えるということにはなりませんけれども、その一方で、別の、例えば食料品、そしてまた備品、生活必需品といったようなところへの手だてとしても使えるわけです。そしてそのお金が町内事業所で使えるわけですから、経済の循環が起きてくるといったようなところでの協議を行いました。

マスク、町民1人1枚でも配ってほしいという意見も議会のほうからもお聞きもしておりました。これらにつきましても国からのマスクの支援が兵庫県もそろそろされるというように聞いておりますし、またそれぞれボランティアからいろんなマスクの支援も受けて、していただきながら学童であったりとか、いろいろ有効的に使わせていただいております。そして本日も町長のほうから紹介があったかもしれませんが、事業所のほうから6,000枚のマスクの寄贈ということでございます。これらにつきましてもやはり即効性のある有効的な活用というところで、各区に、これは防災用の備蓄というような視点というところも含めてですけれども、早急にお配りをさせていただいて、そして必要な方に必要なときに手だてができるといったようなことも考えていきたいというふうにも思っております。

お尋ねの視点というのはしっかりと協議をさせていただいた上で、今回生活者、そして町内の経済対策という両面で御提案をさせていただいているというところで、この検討の状況含めて、少しだらだらとした答弁になりましたけれども、状況をお伝えをさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 避難所に。よろしいか、もう。

平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。澤田議員のほうから御指摘ありました、これから出水期を迎える避難所における感染症対策の問題でございます。

先ほど総務課長のほうからも少し触れましたけども、避難者用のマスクあるいは手指消毒、支援を受けたものも含めて一定の数量を確保する方向で取組を進めております。

また、仮に避難が始まったときに避難所にいわゆる3つの密が発生するという危惧はございます。分散避難といいますか、従来の避難所以外でもそういった避難に活用できる場所がないか、例えば宿泊施設とか、そういったところともこれから一定交渉も進めていきたいというふうに考えております。

それから体育館等で避難していただく場合に一定の距離も取っていただく必要がありますので、そういった避難マニュアルを再度見直しをして整備をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 続きまして、障害者施設等の件について、桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。障害者施設の関係ですけれども、昨日もグループホームふれんどの開設をされているいずみ福祉会の理事長と施設長ともお会いをさせていただいたんですけども、今現在の話では企業のほうからの発注のほうが止まっているというような話は今のところ聞いてませんが、再度、ゆめ花もありますので、その辺りについては確認をさせていただきたいというふうに思います。もし支援ができる場所があれば、そちらのほう検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員、よろしいか。

○議員（11番 澤田 俊一君） はい。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。予算書の11ページの教育費のところ
で新型コロナウイルス感染症小学校管理費ですね、非接触体温計を支給ということで、
具体的にどんなものとか、値段とか、個数とか分かったら教育課のほうお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。非接触体
温計は、おでこにピッと当てて瞬時に体温を測定する機械で、今発注しておりまして、
約1万円というところでございます。

学校が再開されれば、基本的には家庭で検温していただくというところなんですけれ
ども、検温、測ってくるのを忘れてとかするケースもありますので、今のところの予
定では、昇降口といますか、玄関で先生方が検温計を持ってピピッと測っていこうか
なというところで、子供さんも通学してきたときにやっぱり風とかで体温が下がったり
とかというのがありますので、少し低く設定して、ある程度の想定の温度を超えればき
ちっともう一度体温測り直すといったところで進めていこうと思っております、数に
つきましては、昇降口で先生が対応しないといけませんので、今のところは約20個
近くを買いまして、各学校に配付するというところで、大きな学校では5つとか、小
さな学校では2つというところで先生に対応していただこうと思っております。以上で
ございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。質疑を終結してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。46号議案に対して反対討論いたしま
す。

町の新型コロナに対する支援策、各事業所、また子育て世帯に対する等の支援策に対
しては否定するものではありませんが、先ほど来から質疑出てますとおりに、各世帯、
各町民に対する姿が一つも見えてない。まあ、次の第二弾があるかもしれませんが、
全員協議会の中である議員がせめてマスク一つでも配るような施策をお願いしますと
いうことをしっかり言っておりながら今回の結論はどうでしょう。大変残念に思います。
そういう形で町民の皆様は、神河町はどういうことを支援していくんだと期待をしてお
られると思う中に今回のこの公表では非常に残念になる方多いかと思っております。神河町独

自として、また神河町としての魅力、またそういう政策出すことによって町長がいつも言われるように神河町好きですという、そういうことが生まれてくるんです。

そういう表面的ないい格好だけじゃなしに、本当に町民、神河町好きになるような政策、今回は特にそういう形の政策をするべきだと私、思いまして、反対いたします。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第46号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立多数であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第47号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第47号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、神河町国民健康保険条例の一部改正により、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑われる者に対して、傷病手当金の給付制度を新たに創設することに伴い、増額補正を行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出12億1,721万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長、詳細説明をお願いいたします。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第47号議案の詳細説明をいたします。

歳入では、4款県支出金、1目保険給付費等交付金につきまして90万円の増額。

歳出では、保険給付費、傷病手当金事業として、負担金、補助及び交付金で90万円を計上しております。

この90万円の積算根拠について御説明をいたします。

まず、給与等の支払いを受けている被保険者数ですけれども、令和元年度特別調整交付金の所得把握データを基に抽出した結果、対象と思われる方が約700名、その総給与額が約11億8,000万円でございます。

それを1人1日あたりに換算しますと約6,700円となり、兵庫県の最低賃金との両方から勘案し、傷病手当金の平均日額を7,000円と想定しています。

そして感染者及び感染の疑いと想定される人数を被保険者の0.5%、約13人、対象日数を15日間として想定し、これらの内容で計算しますと約90万円となります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,721万3,000円とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようでございます。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第47号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第47号議案は、可決されました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議ないものと認めます。

これをもちまして第94回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時51分閉会

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会は、町長から提出されました議案は、条例の一部改正5件、補正予算2件、慎重審議いただき、原案可決されました。

本議案は、新型コロナウイルス感染症対策に対するものであります。今後、住民の皆様に対し早急に周知徹底を行い、補助金、助成金の速やかな執行をしていただくことを町執行部に切にお願い申し上げます。

明日から6月定例会に向けて各常任委員会等が開催されます。皆様は体調に十二分に御留意され、出席をお願い申し上げます。

結びに、神河町のさらなる発展と皆様方の御健勝にて御活躍を祈念いたしまして、第94回神河町議会臨時会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たりまして、御礼申し上げます。

議員各位には、本日提案させていただきました案件全てにつきまして真摯な御論議、御助言の中、御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げたとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これは国を挙げて、国が責任を持って国民1億2,000万人余り全員に共通の、そして公正公平な対策を講じること、このことを基本に神河町として進めてきましたし、93回臨時会におきましても国のそういった施策を受けて予算計上させていただいたところでございます。

そのような基本的な考え方をもって、今回の可決いただきました新型コロナウイルス町独自対策事業につきましては、本日から具体の事務作業のスピード化を図り、遅滞なく事業執行に全力で取り組むとともに、国におきましては新たに企業救済への新たな仕組みや大学生支援含む追加経済対策を盛り込んだ第2次補正予算を予定していることから、今後の国、県の動向に傾注してまいります。

議員各位におかれましては、今後とも健康には十分御留意していただきまして、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶といたします。

午前11時55分
